ほりうち かおり

氏 名 堀内 香里

授 与 学 位 博士(学術)

学 位 記 番 号 学術(環)博第284号

学位授与年月日 令和2年3月25日

学位授与の根拠法規 学位規則第4条第1項

研究科, 専攻の名称 東北大学大学院環境科学研究科 (博士課程) 環境科学専攻

学 位 論 文 題 目 清代モンゴル境界考

指 導 教 員 東北大学教授 岡 洋樹

論 文 審 査 委 員 主査 東北大学教授 岡 洋樹

東北大学教授 瀬川 昌久

早稲田大学教授 柳澤 明

論文内容要旨

本研究は、清代モンゴルの境界を巡る従来の理解を見直し、新たな理解を提示するものである。

これまでの研究から、ハルハ・モンゴルでは乾隆 46 (1781) 年に盟界、嘉慶 10 (1805) 年に旗界の画定が行われたことが明らかになっている。これまで、こうした境界は越えることが禁じられていたと理解され、且つそれは清朝によるモンゴル統治政策の一環として論じられてきた。例えば、清朝が牧地の限界を定めたとか、清朝はモンゴル人を旗界内に固定して自由な活動を制限しようとしたとか、或いはモンゴル人の牧地紛争を鎮静化させるために清朝政府が盟旗の境界を画定したなどと叙述される。こうした従来の理解を踏まえて、筆者は主に 3 点の問題を指摘したい。

①一つ目の問題は、モンゴルの境界の問題であるのにも拘わらず、満洲(清朝政府)を主体にして、モンゴルをその客体として境界を叙述してきたことである。特に国内の東洋史学界では長らく清朝による帝国統治のあり方、その原理や特質を解明することが大きなテーマであったと言ってよい。これは、漢族の、中華の国家を理解することと表裏一体の課題である。つまり、異民族の統治による国家ないし帝国(しばしば征服王朝とも呼ばれる)との比較により、中華の特性をより深く理解することが期待されるのである。こうした学界の問題意識から、清朝がモンゴルをどのように統治していたのか、またその支配が実際にいつから及んだのかといった議論がなされてきたと言える。モンゴルの境界もその枠組みや問題意識に則して、解釈や説明が行われてきた。

②二点目は、境界の問題が直ちに遊牧と結び付けられて論じられてきた点である。これも広くモンゴル研究に言えることであるが、殊に日本の東洋史研究においては、モンゴル史研究は常に「農耕民族ではない」ことが意識され続け、中国史研究の論理に合わない事柄は直ちに「遊牧民」の特質・論理として捉えられてきたところがある。こうした中で実証的な考察を経ることなく「遊牧民」や、その遊牧文化を基盤にした「騎馬民族」のイメージだけが先行してしまったと思われる。境界の問題もまたそうである。例えば、モンゴルの大地は直ちに「牧地」として語られ、従って境界の画定は直ちに「牧地の分配」として理解されるのである。また境界をモンゴル人の活動を制限するためのものと理解するのも、背後には「かつてユーラシアに大帝国を築いた機動力のある騎馬遊牧民モンゴル」という前提が暗にあ

る。このように、清代モンゴルの境界理解も、モンゴルを遊牧と安直に結び付けて解釈してきた学界の 影響を受けていると言ってよい。

③以上は、境界を叙述する視座に関する問題点であるが、三つ目の問題はテクニカルなものである。 清代モンゴルの境界に関する研究者の言及は前世紀の前半の矢野に始まるが、1980 年代までモンゴル 国外の研究者が档案史料を実見することは難しく、それゆえ彼らの境界理解は清朝中央で編纂された法 制史料から導き出されたものである。だがそれらの法制史料を見ても、これまで当然のことのように理 解されてきたのにも拘らず、旗界を越えてはならないと明記されたところは見出せない。そこから読み 取れることは、遊牧の限界が定められていたこと、遊牧禁止の空間があったこと、越境を禁じる例があったこと一ただし、「境界」がどこを指すのかは史料からは明らかにできない、そして禁じられた「越境」 が一種類ではなかったことである。つまり、先学が依拠した諸法制史料からは、越えてはいけない境界 があったことは看取できても、それを旗界のみに限定することはできないのである。

これらの問題を踏まえて、まずモンゴル人の代名詞であった「遊牧」は一旦脇に措き、境界を統治、行政、政治といった社会の管理・調整の枠組みで捉え直すことが必要である(問題②の解決策)。そして、これまで常に、境界の問題が満洲によるモンゴル統治の枠組みで論じられてきたことに対しては、現地モンゴル人社会における統治の問題から境界の意味を考察することで解決を目指す(問題①の解決策)。清代モンゴルにおいては、少なくとも盟旗のレベルでは日常的にモンゴル人がモンゴル人を管理しており、またそこでは清代前より続く世襲的貴族による統治構造が維持されていた。従って、現地モンゴル社会に注目することで、境界をモンゴル社会内部の統治の問題から理解することが期待できるのである。最後に、問題③については、清代モンゴルの境界を「旗界」に限定せず、これまでの研究者が見落としてきた、「旗界とは異なる境界」があったことを想定した上で史料を調査し、本研究にあたることが有用である。以上より本研究は、モンゴル人の日常の生活の場に注目して、そこにどのような「境界」が認識されていたのかを見つけ出し、その境界をそこでの一すなわちモンゴル人の日常生活の場での一統治や管理の問題の範疇で説明することで、モンゴル人にとっての境界を理解することを目指した。そして、こうした考察を踏まえたうえで初めて境界の遊牧との連関が明らかにされると考える。

ところで先に、先行研究ではモンゴルを遊牧に安直に結び付けてきたと批判した。とはいえ、モンゴルを遊牧民ではないと言いたいのではない。むしろ筆者は、これまでの研究を通して清代ハルハを遊牧民の社会であると確信している。従って、境界についても遊牧ではない側面にも配慮しつつ論じなければならないと考えるが、一方でモンゴル人が遊牧民であることは常に念頭に置くべきであると考える。問題はモンゴル遊牧民をどのように捉えて当該社会を見るかということである。思うに、多くの研究者は、モンゴル遊牧民を「潜在的にいつでもどこにでも移動し得る者」として捉えた上で、満洲は彼らを如何に支配していたのかという視点から清代モンゴルの統治を巡る議論を行ってきた。これに対して、本論では、彼ら遊牧民を水草等のために「否応なく移動しなければならない者」と捉えるために、当該社会の統治手法を、遊牧民が必要に応じて移動し生活することを許すべきものであったと考える。この視座から清代モンゴル社会をとらえ直し、その生活の場での、またモンゴル人がモンゴル人を統治・管理する場での境界の意義を考察する。

如上の考察を行うにあたり、主にモンゴル国立歴史公文書館所蔵の清朝時代の文書に依拠した。周知の如く、清朝では文書行政が行われ多くの公文書が作成された。その中でも、ヘルレン・バラス・ホト盟中前旗、別名、セツェン・ハン・アイマグ、チン・アチト旗の史料は多く現存し、旗内で往来した文

書も多く残っていることから、歴史研究を行うのに好都合である。加えて、同旗は当時新バルガやロシアキ倫とも境界を接しており、旗界のみならず、異なる種類の境界を考察するのにも好適である。こうした理由から、本研究では中前旗の史料を主に用いた。同フォンドの史料は殆どが清代後期のものであり、古いものでも乾隆期である。この旗の史料に限らず、清代モンゴルの档案史料は全体的に清代中期以降のものが多く残っている。それゆえ、本研究も基本的にはこの時期を対象とした。

研究調査の結果、清代モンゴルの境界とは、現地においてモンゴル人がモンゴル人を統治・管理する のに必須であり、且つ動き得るものであったことが明らかとなった。旗内では、貴族組織や平民組織で あるソム・オトグがそれぞれまとまって暮らし、且つオトグはその主人である貴族や貴族組織と一所に 暮らすことが求められていた。旗より上位の組織についても、平素は勿論盟や旗でまとまって暮らして いたが、越境したときでさえも他組織との混住を回避し、各組織が集住することを徹底しようとしてい た。こうした組織の集住は、組織を単位とするノタグを作り出し、更にその各ノタグの間には自ずと境 界が生まれるのである。注目すべきは、旗内や越境後というのが、清朝によって設けられた境界が存在 しない空間・状況であったことである。つまり、モンゴル人は清朝の命令によってではなく、組織ごと に生活空間を棲み分けることで自ら境界を作り出して存在していたのである。この境界は、モンゴル人 社会における統治にとって必須であった。何故ならば、各組織の集住―すなわち生活空間の棲み分けに よって初めて、アルバ(賦課・賦役)の遂行・供出および徴収、指令の伝達や行政連絡、事件や犯罪の 抑止、事案の処理、生活困難者の生活保護といった、行政統治上必須の諸機能を円滑に働かすことがで きていたからである。当該社会の統治の前提条件となる、この境界は可動であった。各組織はその住地 が固定されていたのではなく、他組織と混住することなく集住して空間を棲み分けることが求められて いた。それゆえ、組織の集住・棲み分けが維持できていれば、役所への申告を行った上で旗内でも、ま た旗外へも移動することができた。このとき、組織のノタグや境界は動いたのである。こうした可動の 境界を用いた統治手法は、モンゴル人の遊牧移動に常に対応できるものであり、遊牧民社会の統治や管 理に実に合理的な手法であると言える。ちなみに、モンゴルの家畜の放牧とはまさにこの作業である。 放牧する家畜群をまとめ、また他の家畜群と混ざらぬように、時折見に行っては方向を変えたり場所を 変えたりする。遠くに行き過ぎれば行って引き寄せる。人も同じようにしたと言えばモンゴルの方は気 を悪くするかもしれぬが、人の管理もこのように混住しないよう、そして集団より離れて遠くに行き過 ぎることのないようにして一所に集めて管理していたと言える。まさに遊牧民の智慧ではなかろうかと 思われるのである。

一方、これまで境界は清朝が設置したと考えられてきたが、上で述べたようにモンゴル社会自らの要請であったことが分かった。清朝政府が行ったこととは、モンゴル社会の統治を支えている既存の境界を可視化し、行政統治を円滑にすることであったということが明らかになった。すなわち、境界画定の作業とは、既に存在する各自のノタグに基づいて、境界にオボーを立て紙に地図を描いて中央に提出するという行為である。言い換えれば、現場にはオボーという目印を立て、役場には各旗のノタグの絵図を保管することで、盟旗の境界が可視化されたと言える。なお、如上の一連の境界画定の行為は、本来は決して境界を固定しようとするものではなかった。実際にモンゴル人は清代を通じて「画定した境界」を越えており、且つそうした境界を越えてもなお組織ごとの集住・棲み分けを固持し、各自のノタグを持ち続けていた。別言するなら、モンゴル人は「可動の境界」を維持したまま、「画定された境界」を悠々と越えて清代を過ごしたのである。このことからもやはり、清朝がモンゴル人を閉じ込めたり、その機

動力を弱体化させたり、或いは牧地を分配してやったりしたというよりは、境界の画定―すなわち、境界の可視化によってむしろモンゴル独自の統治手法を固持し、それを活かした統治を行おうとしたと解釈するのが妥当であろう。

本研究の結果を踏まえてその意義をまとめれば、次のように言えよう。すなわち、現地档案史料を使った実証的研究により清代モンゴルの境界について新たな理解を提示したこと、清代モンゴル遊牧民社会の統治のあり方をモンゴル人の日常の場面から導出し、これまでとは異なる新たな理解を提示したことである。そして、この統治のあり方は、史料の少ない前近代のモンゴル遊牧民社会の統治様態を解明するのにおそらく一助になるだろう。清代モンゴルは、チンギス・カンより続く世襲的貴族とその属民という社会の基本的構造を踏襲しており、統治を行う貴族とそれに統治される属民という統治関係も維持された時代であり、加えて遊牧という生業やその方法もおそらく大きくは変わっていないことを考慮すると、単に清代のみならずその前の時代一チンギス・カン以降のモンゴル社会も、本研究が明らかにした如き「棲み分け」ないし「可動の境界」による統治手法のあったことは否めず、今後の研究に示唆的ではなかろうかと思われる。また、本研究における境界の考察から、清朝のモンゴル統治も既存の手法や体制を維持し活用するものであったことが示されたが、これは他の帝国の事例を見ても明らかなように帝国統治の常道である。この点で、本研究は帝国統治の原理を考察する一材料ともなり得よう。

以上は本旨に則した研究意義であるが、それだけでなく清代モンゴル史に関わる次のことも明らかにできた。本研究によって初めてハルハ・ザサク旗内の空間利用や遊牧の牧地利用のあり方が実証的に明らかとなったほか、清代モンゴルの旗内組織の存在様態、組織の統治上の機能などを明らかにできたことも、旗内統治構造を解明するのに大きな一歩となったと自負する。また、前近代モンゴル社会にとっての「土地」を理解するのにも本研究は一助となろう。以前、地代やレントの議論が盛んに行われたこともあったが、そして未だにザサクを旗地の領主であるように叙述する研究者もいるが、本研究からはそれは決して所有する対象として認識されていなかったことが示唆される。そのほか、境界の画定の仕方や地図作成の仕方、つまりそれを巡る人々の動き、境界オボーの機能および地図の内容とその変遷、また乾隆期に既に旗界が画定されたことも本研究が導出した新しい知見である。

論文審査結果の要旨及びその担当者

論文提出者氏名	堀内 香里
論文題目	清代モンゴル境界考
論文審查担当者	主査 _ <u>岡 洋樹 _ </u> <u>瀬川 昌久 </u>

論文審査結果の要旨

本論文は、清朝統治下のモンゴルの遊牧民社会において「境界」がもつ社会統治上の意義を、モンゴル社会の内在的な論理に基づいて実証的に解明したものである。従来清代のモンゴル史研究では、清朝がそれまでになかった盟旗界を設定して越境を禁じて遊牧を制約したことが、遊牧民統治を成功させたとする理解が定説化していた。これに対して筆者は、自身が調査したモンゴル国立歴史中央アルヒーフ所蔵の清代文書に基づき、清代モンゴルにおける「境界」の意義について、従来の理解を根底から覆す新たな見解を示している。

「序論」では、筆者の立場を、境界の問題を清朝の帝国統治の観点からではなく、「モンゴル人がモンゴル人を統 治する場における境界の意味を説く」こと、すなわちモンゴル遊牧民社会の内在的な境界の論理を解明することで あるとする。その上で、第一章「越境」では、文書史料を用いて、清代のモンゴル人が、普段公務・遊牧・家畜探 し、参拝、親類訪問、治療などの理由で越境を行い、それが「例」として認められていたことを示し、旗界越境が 禁止されていたとする定説をも否定する。第二章「旗内組織」では、モンゴル社会における越境を論じる前提とし て、セツェン・ハン部中前旗の事例により、同旗の社会が、乾隆期までに貴族の父系血縁組織(バグ)とその属民 組織オトクで構成される集団と、清朝が設置を義務づけたソムが別々に存在するようになっていたこと、またソム は清朝が規定する 150 丁の組織ではなく、それ以外の人口も含む組織であったこと、またそのほかに漢人の末裔集 団や、活仏の属民集団がいたことを論じる。第三章「集住と棲み分け」では、旗内や、旗界を越えて隣接旗に越境 した後における移動先での社会集団の居住様態を検証した。その結果、遊牧民の社会集団は、バグ・オトグ、ソム などの集団が集住することによって棲み分けており、旗、清朝当局もこの認識を共有していたこと、集住により排 他的な居住空間(ノタグ)が形成され、集団間に自ずから境界が生み出されたことを示した。第四章「棲み分けと 統治」では、そのような集住と棲み分けが、「アルバ(賦課・賦役)の遂行・供出、行政連絡や伝達、事件や犯罪の 抑止、事案の処理、生活困難者の保護と言った諸機能」を円滑にする「統治に必須」な条件だったこと、ノタグは 集住を維持しつつ移動可能だったことを論じた。第五章「境界の画定と棲み分けの可視化」では、以上の理解に立 ち、清朝による境界画定の本来の意義を検討する。遊牧民の集住により形成された境界に建てられたオボー(石塚) は「当該社会で統治を実現させる必要条件ともいえる境界を可視化させ、何らかの問題が起こった際に準拠する資 料として備えた」ものだとする。また設置されたオボーやその地図の目的やインパクトの変容については今後の課 題だとする。結論で筆者は、このような集住と棲み分けによる遊牧民社会統治のあり方は、清代以前の前近代モン ゴル遊牧民社会の統治原理を解明する「一助」となるとしている。

本論文は、20世紀初頭以来、清朝が遊牧民の社会に一方的に設置したものとされてきた境界の理解に、筆者自身が調査した大量の清代文書史料を駆使することによって高度に実証的な論証を行い、根本的な見直しを迫ったものである。筆者は、従来の理解が遊牧民社会の側の論理を無視した一方的な議論であることを批判しつつ、文書史料を用いて遊牧民社会の内部から導き出した内在的な境界理解を対置することで、境界の意義に新たな理解を提示することに成功している。この知見は、遊牧民の居住環境の空間的利用や、秩序構築の歴史的あり方を示したものと言え、歴史学分野のみならず、ひろく遊牧民社会を対象とする研究にとっても有益な示唆を与える必読文献としての意義を持つであろうと思量される。

よって、本論文は博士(学術)の学位論文として合格と認める。